

理由

少年審判手続の適正化を図るため、付添人（少年法第六条の三の規定により選任された者を除く。）による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度を創設するほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴い、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。